

○川越市廃棄物処理施設専門委員会条例

平成二十六年六月二十五日  
条例第四十八号

(設置)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第八条の二第一項第二号(法第九条第二項において準用する場合を含む。)及び第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項について調査審議するため、川越市廃棄物処理施設専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第二条 委員会は、委員七人以内で組織し、法第八条の二第三項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)及び第十五条の二第三項(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)に規定する専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、環境部産業廃棄物指導課において処理する。

(委任)

第七条 [この条例](#)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。